

騒音・振動関係の届出について

1 届出の義務について

- (1) 騒音関係の届出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 振動関係の届出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2 届出が必要な施設について

- (1) 特定施設一覧表の見方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 特定施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 届出にあたっての留意点・・・・・・・・ P 5
- (4) 特定施設の届出に関するQ & A・・・・・・・・ P 5

3 届出が必要な作業について

- (1) 騒音（振動）対象特定建設作業一覧表の見方・・・・・・・・ P 7
- (2) 騒音対象特定建設作業一覧・・・・・・・・ P 7
- (3) 振動対象特定建設作業一覧・・・・・・・・ P 7
- (4) 工事にあたっての注意事項・・・・・・・・ P 8
- (5) 届出にあたっての留意点・・・・・・・・ P 8
- (6) 特定建設作業の届出に関するQ & A・・・・・・・・ P 8

4 公害防止組織の設置について

- (1) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく設置・・・・ P 10
- (2) 「県条例」に基づく設置・・・・・・・・ P 11

5 規制基準について

- (1) 特定施設の規制基準・・・・・・・・ P 12
- (2) 特定建設作業の規制基準・・・・・・・・ P 12
- (3) 改善勧告及び改善命令・・・・・・・・ P 13

騒音規制法、振動規制法、県条例は下記のホームページから参照することができます。

● 騒音規制法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S43/S43HO098.html>

● 振動規制法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S51/S51HO064.html>

● 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46HO107.html>

● 兵庫県・環境の保全と創造に関する条例

http://www6.e-reikinet.jp/cgi-bin/hyogo-ken/d1w_login.exe

【 問合せ・届出先】

洲本市市民生活部生活環境課

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL : 0799-22-3321 FAX : 0799-24-7586

E-mail : kankyou@city.sumoto.lg.jp

1 届出の義務について

騒音や振動が発生する施設（特定施設）を設置する場合又は届出内容を変更する場合、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合などには、法律又は条例に基づいた届出が必要です。

なお、届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合には罰金又は過料が科され、両罰規定により従業員や使用人等の行為者だけでなく法人や使用者も処罰されますのでご注意ください。

(1) 騒音関係の届出一覧

届出を必要とする場合		届出期限	届出の根拠	届出の様式	添付書類	罰則
1	特定施設を設置しようとする場合 (騒音関係の特定施設をはじめて設置する場合)	設置工事開始の30日前まで	(法律) 騒音規制法第6条	特定施設設置届出書 (様式第1号)	○騒音の防止の方法 ○付近の見取り図 ○建物の配置図・構造図 ○施設の配置図・構造図 (カタログ等)	5万円以下の罰金
			(条例) 県条例第43条	特定施設等設置届 (様式第8号)		20万円以下の罰金
2	①1の地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合(法のみ) ②1の施設が特定施設となった際、その地域において特定施設を設置している場合(工事中のものを含む) 指定地域内であれば法の届出	指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内	(法律) 騒音規制法第7条	特定施設使用届出書 (様式第2号)	○敷地境界線における騒音の予測値に関する資料	3万円以下の罰金
			(条例) 県条例第43条	特定施設等設置届 (様式第8号)		10万円以下の罰金
3	①特定施設の種類の数を変更する場合 ※1 ②騒音の防止の方法を変更する場合 ※2	変更に係る工事開始の30日前まで	(法律) 騒音規制法第8条	①特定施設の種類の数変更届出書 (様式第3号) ②騒音の防止の方法変更届出書 (様式第4号)	○敷地境界線における騒音の予測値に関する資料	3万円以下の罰金
			(条例) 県条例第44条	特定施設等変更届 (様式第9号)		10万円以下の罰金
4	①届出を行った者の氏名、住所、並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合 ※3 ②特定施設をすべて廃止した場合	変更または廃止した日から30日以内	(法律) 騒音規制法第10条	氏名等変更届出書 (様式第6号) 特定施設使用全廃届出書 (様式第7号)	—	1万円以下の過料
			(条例) 県条例第47条	氏名等変更届 (様式第5号) 使用等廃止届 (様式第6号)		5万円以下の罰金又は料料
5	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によって、その届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	承継があった日から30日以内	(法律) 騒音規制法第11条	承継届出書 (様式第8号)	—	1万円以下の過料
			(条例) 県条例第43条	承継届 (様式第7号)		5万円以下の罰金又は料料
6	特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合	特定建設作業開始の7日以前	(法律) 騒音規制法第14条	特定建設作業実施届出書 (様式第9号)	○付近の見取り図 ○工事工程表 ○機械のカタログ等	3万円以下の罰金
			(条例) 県条例第59条	特定建設作業実施届 (様式第15号)		10万円以下の罰金

※1 特定施設の種類の数が増加しない場合、特定施設の種類の数が直近の届出数の2倍以内に増加する場合には届出は不要です。(例：10→20台は届出不要、10→21台は届出必要)

- ※2 騒音の大きさが増加しない場合には届出は不要です。なお、県条例の場合は、特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更のことをいい、その能力の変更を伴わない場合、または騒音の増加を伴わない場合には届出は不要です。
- ※3 所在地の変更とは、工場等の転移により所在地が変更するときは、工場を廃止し新たに新設したものとみなしそれぞれに必要な届出をすることになります。

(2) 振動関係の届出一覧

届出を必要とする場合		届出期限	届出の根拠	届出の様式	添付書類	罰則
1	特定施設を設置しようとする場合 (振動関係の特定施設をはじめて設置する場合)	設置工事開始の30日前まで	(法律) 振動規制法第6条	特定施設設置届出書 (様式第1)		30万円以下の罰金
			(条例) 県条例第43条	特定施設等設置届 (様式第8号)		20万円以下の罰金
2	①1の地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合(法のみ) ②1の施設が特定施設となった際、その地域において特定施設を設置している場合(工事中のものを含む) 指定地域内であれば法の届出	指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内	(法律) 振動規制法第7条	特定施設使用届出書 (様式第2)	○振動の防止の方法 ○付近の見取り図 ○建物の配置図・構造図 ○施設の配置図・構造図 (カタログ等) ○敷地境界線における振動の予測値に関する資料	10万円以下の罰金
			(条例) 県条例第43条	特定施設等設置届 (様式第8号)		10万円以下の罰金
3	①特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合 ※1 ②振動の防止の方法を変更する場合 ※2	変更に係る工事開始の30日前まで	(法律) 振動規制法第8条	特定施設の種類ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書 (様式第3) 振動の防止の方法変更届出書 (様式第4)		10万円以下の罰金
			(条例) 県条例第44条	特定施設等変更届 (様式第9号)		10万円以下の罰金
4	①届出を行った者の氏名、住所、並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合 ※3 ②特定施設をすべて廃止した場合	変更または廃止した日から30日以内	(法律) 振動規制法第10条	氏名等変更届出書 (様式第6) 特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	—	3万円以下の過料
			(条例) 県条例第47条	氏名等変更届 (様式第5号) 使用等廃止届 (様式第6号)		5万円以下の罰金又は科料
5	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によって、その届出に係る特定施設のすべてを継承した場合	承継があった日から30日以内	(法律) 振動規制法第11条	承継届出書 (様式第8)	—	3万円以下の過料
			(条例) 県条例第43条	承継届 (様式第7号)		5万円以下の罰金又は科料
6	特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合	特定建設作業開始の7日以前	(法律) 振動規制法第14条	特定建設作業実施届出書 (様式第9)	○付近の見取り図 ○工事工程表 ○機械のカタログ等	10万円以下の罰金
			(条例) 県条例第59条	特定建設作業実施届 (様式第15号)		10万円以下の罰金

- ※1 特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合には届出は不要です。
- ※2 特定施設の「使用開始時刻を早める」又は「使用終了時刻を遅くする」を伴わない場合には届出は不要です。なお、県条例の場合は、特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更のことをいい、その能力を伴わない場合、または振動の増加を伴わない場合には届出は不要です。
- ※3 所在地の変更とは、工場等の転移により所在地が変更するときは、工場を廃止し新たに新設したものとみなしそれぞれに必要な届出をすることになります。

2 届出が必要な施設について

(1) 特定施設一覧表の見方

- ・ある施設で法律及び条例の両方の届出要件を満たしている場合は、法律のみの届出となります。
- ・施設は設置されているものを対象とし、移動式のものは対象外となります。
- ・施設の規模において、「原動機」と「動力」の解釈に注意してください。
「原動機」→原動機1台あたりの定格出力、「動力」→施設1台あたりの原動機の動力の合計。
- ・1kw=1.36馬力(PS)=1.34馬力(HP)、1重量トン=9.8キロニュートン。

(2) 特定施設一覧表

(○・・・届出要 —・・・届出不要)

	特定施設等	騒音規制法		振動規制法		条例			
						騒音		振動	
1	圧延機械	○ 1-イ	22.5kw以上のもの	—	—	— 1	22.5kw以上のもの	○1	22.5kw以上のもの
2	製管機械	○ 1-ロ	すべてのもの	—	—	— 2	すべてのもの	○1	すべてのもの
3	ベンディングマシン	○ 1-ハ	ロール式のもので 3.75kw以上のもの	—	—	○ 3	動力が3.75kw以上 のもの	—	—
4	液圧プレス	○ 1-ニ	矯正プレスを除く すべてのもの	○ 1-イ	矯正プレスを除く すべてのもの	— 4	矯正プレスを除く すべてのもの	— 1	矯正プレスを除く すべてのもの
5	機械プレス	○ 1-ホ	呼び加圧能力が 294kN以上のもの	○ 1-ロ	すべてのもの	— 5	呼び加圧能力が 30t以上のもの	— 1	すべてのもの
6	せん断機	○ 1-ハ	3.75kw以上のもの	○ 1-ハ	1kw以上のもの	— 6	3.75kw以上のもの	— 1	1kw以上のもの
7	鍛造機	○ 1-ト	すべてのもの	○ 1-ニ	すべてのもの	— 7	すべてのもの	—	すべてのもの
8	ワイヤーフォーミングマ シン	○ 1-チ	すべてのもの	○ 1-ホ	37.5kw以上のもの	— 8	すべてのもの	—	37.5t以上のもの
9	ブラスト	○ 1-リ	タンブラスト以外の もので密閉式を除く	—	—	○ 9	すべてのもの	—	—
10	タンブラー	○ 1-ヌ	すべてのもの	—	—	— 10	すべてのもの	—	—
11	切断機	○ 1-ル	砥石を用いるものに 限る	—	—	—	—	—	—
12	空気圧縮機	○ 2	7.5kw以上のもの	○ 2	7.5kw以上のもの	—	7.5kw以上のもの	—	7.5kw以上のもの
	冷凍機用圧縮機	—	—	—	—	○ 11	7.5kw以上のもの	—	—
	その他の圧縮機	—	—	○ 2	7.5kw以上のもの	○ 11	7.5kw以上のもの	—	7.5kw以上のもの
13	送風機	○ 2	7.5kw以上のもの	—	—	○ 12	3.75kw以上のもの	—	—
14	破碎機	○ 3	土石・鉱物用のもので 7.5kw以上のもの	○ 3	土石・鉱物用のも ので7.5kw以上の もの	—	すべてのもの(た だし土石・鉱物・ 肥料用等は7.5kw 以上)	—	土石・鉱物用のも ので7.5kw以上の もの
	○ 13					—			
	○ 14					7.5kw以上のもの	—		
	—					—			
15	織機	○ 4	原動機を用いる すべてのもの	○ 4	原動機を用いる すべてのもの	— 15	原動機を用いる すべてのもの	—	原動機を用いる すべてのもの

	特定施設等	騒音規制法		振動規制法		条例			
						騒音		振動	
16	コンクリートプラント	○ 5-イ	気ほう式を除き混練容量が0.45m ³ 以上のもの	—		○ 16	すべてのもの	—	
	アスファルトプラント	○ 5-ロ	混練重量が200kg以上のもの	—		○ 17	すべてのもの	—	
17	ロール機	○ 6	穀物用製粉機に限る。原動機の定格出力の合計が7.5kw以上のもの	○8	ゴム・合成樹脂練用のもので30kw以上のもの(カレンダーロール機を除く)	○ 34	破碎機及び摩砕機を除く	— 8	ゴム・合成樹脂練用のもので30kw以上のもの(カレンダーロール機を除く)
18	ドラムバーカー	○ 7-イ	すべてのもの	○ 6-イ	すべてのもの	— 18	すべてのもの	— 6	すべてのもの
19	チップパー	○ 7-ロ	2.25kw以上のもの	○ 6-ロ	2.2kw以上のもの	○ 19	すべてのもの	○6	すべてのもの
20	破木機	○ 7-ハ	すべてのもの	—		— 20	すべてのもの	—	
21	帯のご盤	○ 7-ニ	製材用 15kw以上のもの	—		—		—	
	丸のご盤	○ 7-ホ	木工用 2.25kw以上のもの	—		—		—	
	動力のごぎり機	—		—		○ 21	0.75kw以上のもの	—	
	かんな盤	○ 7-ハ	2.25kw以上のもの	—		○ 22	0.75kw以上のもの	—	
22	抄紙機	○8	すべてのもの	—		— 23	すべてのもの	—	
23	印刷機械	○9	原動機を用いる すべてのもの	○7	2.2kw以上のもの	— 24	原動機を用いる すべてのもの	— 7	2.2kw以上のもの
24	合成樹脂用抽出成形機	○10	すべてのもの	○9	すべてのもの	— 25	すべてのもの	— 9	すべてのもの
25	鋳造型機	○11	ジヨルト式のもの	○10	ジヨルト式のもの	○ 26	すべてのもの	— 10	ジヨルト式のもの
26	コンクリート管製造機械	○	5-イに含まれる	○5	定格出力の合計が10kw以上のもの	○ 30	すべてのもの	○5	すべてのもの
27	コンクリート柱製造機械	○	5-イに含まれる	○5	定格出力の合計が10kw以上のもの	○ 30	すべてのもの	○5	すべてのもの
28	コンクリートブロックマシン	○	5-イに含まれる	○5	定格出力の合計が2.95kw以上のもの	○ 30	すべてのもの	○5	すべてのもの
	その他のコンクリートブロック製造機械	○	5-イに含まれる	—		○ 30	すべてのもの	○5	すべてのもの
29	金属用釘抜機	—		—		○ 31	2.25kw以上のもの	○1	
30	ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	—		—		○ 27	3.75kw以上のもの	—	
31	工業用ミシン	—		—		○ 28	同一建物に10台以上	—	
32	ニューマチックハンマー	—		—		○ 29	すべてのもの	—	
33	グラインダー	—		—		○ 32	サンダー及び切断機を含み工具研磨機を除く	—	
34	工業用ミキサー	—		—		○ 33	すべてのもの	—	

	特定施設等	騒音規制法		振動規制法		条例	
						騒音	振動
35	重油バーナー	—		—		○ 重油使用料15ℓ/h以上のもの	—
36	ゴム・皮又は合成樹脂の打機又は裁断機	—		—		○ すべてのもの	—
38	スチームクリーナー	—		—		○ すべてのもの	—
39	金属工作機械	—		—		○ 同一建物に5台以上	—
40	石材引割機	—		—		○ すべてのもの	—
41	ドラム缶洗浄機	—		—		○ すべてのもの	—
42	風力発電設備	—		—		○ 出力が20kw以上のもの	—
42	板金又は製缶の作業	—		—		○ 厚さ0.5mm以上の金属板の加工	—
43	鉄骨又は橋梁の組立作業	—		—		○ すべてのもの	—
44	建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用するもの）	—		—		○ 土砂石の材料置場であって1月以上使用する	—
45	打抜機	—		—		—	○1 2.2Kw以上のもの

(3) 届出にあたっての留意点

●届出者

事業所の代表者となります。（社印及び代表者印を押印して下さい。）

※ 届出権限を事業所の代表者から工場長や支店長に委任している場合は、委任状を提出して下さい。

●届出の単位

工場、事業場ごととなります。

●届出様式

所定の様式を使用して下さい。

※ 洲本市公式ホームページからダウンロードできます。

●届出部数

届出書類を2部作成して届出して下さい。

●届出先

洲本市市民生活部生活環境課

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 TEL：0799-22-3321 FAX：0799-24-7586

(4) 特定施設の届出に関するQ&A

・金属加工用の圧延機械をゴムの加工に使用する場合、特定施設に該当するのか？

→金属加工以外の用途に使用されていても、金属加工機械として使用可能であれば、特定施設に該当します。

・空調機に使用される圧縮機は、騒音規制法及び振動規制法の特定施設に該当するのか？

→騒音規制法及び振動規制法の特定施設ではありません。県条例の騒音に係る特定施設には該当するので届出が必要です。

・送風機を集塵機の原動力として使用する場合、特定施設に該当するのか？

→特定施設に該当します。送風機は汎用機械であり、各種機械の原動力として多く使用されています。

・1台の空調機の中に原動機の定格出力が5.5kwの圧縮機が2台配置されている場合、特定施設に該当するのか？

→県条例の騒音に係る特定施設に該当します。この空調機は、原動機を2台内臓しており、動力が11kwの圧縮機とみなします。

・移動式の施設は特定施設に該当しないとなっているが、移動可能なキャタピラ付き台車に設置された施設を、事業所内で使用する場合の取扱いは？

→特定施設に該当します。移動式施設とは、使用場所が特定できないものと解されます。質問の場合、稼働時には定位置で使用されるので移動式施設とみなせません。

・発電用ディーゼルエンジン。ガソリンエンジンは非常用の施設であっても届出が必要なのか？

→施設として設置するものなので、届出が必要です。

・騒音規制法の特定施設である破砕機については、「土石用又は鉱物用に限る」となっているが、廃棄物の破砕に使用する場合は対象とならないのか？

→特定施設に該当します。廃棄物の中に土石等が入っているということで、対象施設として運用されています。

3 届出が必要な作業について

(1) 騒音（振動）対象特定建設作業一覧表の見方

- ・ある施設で法律及び条例の両方の届出要件を満たしている場合は、法律のみの届出となり、◎のついている方を届け出ることになります。
- ・○数字は、法又は条例の作業の種類を示す。

(2) 騒音対象特定建設作業一覧

特定建設作業の種類	騒音規制法	条例	備考
アースオーガと併用してくい打機を使用する作業	—	◎ ①	・もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又は、くい抜機を使用する作業	◎ ①	①	・もんけん、圧入式くい打機、圧入式くい抜機を除く
くい打くい抜機を使用する作業	◎ ①	—	・圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎ ②	②	
さく岩機を使用する作業	◎ ③	③	・作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50mを超える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	◎ ④	④	・電動機を使用するものを除く ・原動機の定格出力が15kW未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	◎ ⑤	⑤	・モルタル製造用を除く ・混練容量が0.45m ³ 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	◎ ⑤	⑤	・混練容量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	◎ ⑥	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が80kW以上のものに限り
トラクターショベルを使用する作業	◎ ⑦	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が70kW以上のものに限り
ブルドーザーを使用する作業	◎ ⑧	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が40kW以上のものに限り
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業（騒音規制法対象となるもの以外に限る）	—	◎ ⑥	・工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	◎ ⑦	

(3) 振動対象特定建設作業一覧（法、条例とも同内容）

特定建設作業の種類	振動規制法	条例	備考
くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	◎ ①	①	・もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜き機、圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	◎ ②	②	
舗装版破砕機を使用する作業	◎ ③	③	・作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	◎ ④	④	・同上

(4) 工事にあたっての注意事項

- ① 日曜日、その他の休日、夜間作業は原則として禁止されていますので、特定建設作業は行わないで下さい。
- ② 付近の住民には、事前に工事の概要、作業工程、騒音・振動の大きさ等を十分説明して下さい。
- ③ 近隣に迷惑がかからないよう騒音・振動対策を実施して下さい。
 - ・低騒音・低振動の工夫・建設機械を採用する。
 - ・空ふかしを避け、作業待ち時間はこまめにエンジンを切る。
 - ・建設機械をできるだけ周辺の建物から遠ざける。
 - ・車両の走行速度はできるだけ遅くする。
- ④ 現場周辺の道路・進入路を整備して下さい。
- ⑤ 苦情処理の担当者を選任し、苦情には適切に対応して下さい。

(5) 届出にあたっての留意点

●届出者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者となります。

●届出期限

特定建設作業の開始8日以上前に届出して下さい。災害その他非常事態発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行いうる状況になり次第速やかに提出して下さい。

※ 法律・条例の条文は7日前となっていますが、届出日は日数の算定に加えないため、実質8日前までに届出が必要です。

●届出書類

- ・特定建設作業実施届出書
- ・別紙 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表
- ・特定建設作業場所の付近見取り図（周辺住宅等の状況がわかるもの）及び現場図面
- ・資材、残土砂等の置場を使用する場合はその場所の地図

※ やむを得ず、夜間または日曜・休日に特定建設作業を実施する場合は、周辺自治会の同意書や道路使用・占用等の許可書の写しを提出して下さい。（許可内容に夜間または日曜・休日に行う旨の条件を明記して下さい。）

●届出部数

届出書類を2部作成して届出して下さい。

●届出先

洲本市市民生活部生活環境課

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 TEL：0799-22-3321 FAX：0799-24-7586

(6) 特定建設作業の届出に関するQ&A

・届出義務者は、誰になるのか？また、共同企業体のような場合はどのようにするのか？

→建設工事を発注者から直接請負った元請負人として。共同企業体の場合には、当該共同企業体協定書等に定める名称、代表者等をもって届出を行います。

・既に届出済の特定建設作業について当初計画に変更が生じた場合、法・県条例ともに変更届の制度がないが、どのように対処すべきなのか？

→当初の計画を取り下げ、変更後の計画により改めて届け直すか、もしくは各市町の文章規定に抵触しない範囲で、当初の届出の訂正または差し替えをする等の対応で実際の施工内容との整合を図ります。

- ・「当該建設作業の開始の日の7日前までに・・・届出なければならない。」日数の算定は、どのようにすればよいのか？また、7日前が休日の場合には、どうすればよいのか？

→日数の算定にあたっては、届出の日及び作業の開始日は参入しない。例えば、特定建設作業の開始が7月18日であれば、7月10日までに届出なければなりません。7日前が休日等の場合には、民法142条を援用することとなるが、できるだけ前日までに届け出るようにお願いします。
- ・「当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く」となっているが、基準に抵触する作業でも1日で終わる作業は除外となるのか？

→開始した日に終わる作業は、特定建設作業からは除外されます。
- ・削岩機として手持ち式ブレーカー（ハンドブレーカー）を用いる建設作業は、特定建設作業に該当するのか？

→騒音の特定建設作業に該当します。振動規制法の別表第2の4では、「手持ち式のものを除く」と明記されているが、騒音規制法の別表第2の3では「さく岩機を使用する作業」とのみ記述されており、除外されていません。
- ・バックホウのアタッチメントを標準バケットから油圧ブレーカーに付け替えて作業を行う場合、特定建設作業に該当するか？

→騒音の「さく岩機を使用する作業」、振動の「ブレーカーを使用する作業」に該当する。
- ・道路の補修に用いる「路面切削機」は特定建設作業に該当するのか？内容は、アスファルトを数cmほど削り取る作業です。

→特定建設作業に該当しない。（従来より特定建設作業以外の建設作業と位置付けられている。）
- ・井戸を掘るための掘削作業は、条例の特定建設作業に該当するのか？

→条例には「ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械」とあり、井戸の掘削にはこれらを使用しないので該当しない。
- ・県条例の「ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業」の中に解体作業は含まれるのか？

→解体作業も含まれる。備考として「・・・その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む」としている。
- ・「コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業」は、手作業だけにより行う作業も該当するのか？

→該当しません。特定建設作業は、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業であり、手作業だけにより行う場合は特に著しい騒音を発生するとは考えられず、県条例の趣旨から考えても規制の対象は、人力以外の力（物理的要因をもつ）を利用する作業と考えます。

4 公害防止組織の設置について

設置する施設、事業所の規模等で一定の要件を満たす事業所については、公害防止組織の設置が義務付けられます。

(1) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく設置

●対象

対象となる業種	設置している施設	
製造業、電気供給業、 ガス供給業又は熱供給業	騒音 発生施設	・機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン（110重量トン）以上のものに限る）
	振動 発生施設	・液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン（300重量トン）以上のものに限る） ・機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン（100重量トン）以上のものに限る） ・鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る）

●兼務について

次の場合、兼務が禁止されています。

- ・ 同一人が2以上の工場の公害防止管理者又はその代理者を兼ねる場合。
ただし、2以上の工場の公害防止業務に係る式命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行い得る場合については、同一人の公害防止管理者（代理者）の兼任が認められる場合もあります。
- ・ 同一人が本人とその代理者を務める場合。

●届出の種類と期限

公害防止統括者や管理者等を選任、解任したときは、以下の表に示す届出を2部提出して下さい。

事項	届出の様式	必要書類	期限
公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）を選任（死亡・解任）したとき	公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任（死亡・解任）届	なし	選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任の上、選任（死亡・解任）した日から30日以内に届出
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を選任（死亡・解任）したとき	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任（死亡・解任）届	（選任届のみ） 選任された者の国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し	選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任の上、選任（死亡・解任）した日から30日以内に届出
公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）を選任（死亡・解任）したとき	公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任（死亡・解任）届		
特定事業者の地位を承継したとき	承継届	承継の事実を証する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	承継の日から30日以内

(2) 「県条例」に基づく設置

●対象

対象となる業種	事業所の規模
騒音規制法、振動規制法 又は県条例に基づく特定 施設を設置	次のいずれかに該当するもの ・資本の額又は出資の総額が1億円を超える法人に係る事業所 ・常時使用する従業員の数が300人を超える法人又は個人に係る工場等

※ 法に基づく公害防止組織を設置している場合は、県条例に基づく設置は必要ありません。

●届出の種類

施設管理者を選任（県条例第49条、同施行規則第12条）したときは、施設管理者設置（変更）届を2部提出して下さい。

※ 選任事由の発生から速やかに届出する。資格は不要。

5 規制基準について

(1) 特定施設の規制基準

特定施設を設置している事業所は、当該事業所の敷地境界線において規制基準を守らなければなりません。（騒音規制法第5条、振動規制法第5条、県条例第35条）

●騒音の規制基準

（単位：デシベル）

区域	昼間 (午前8時～午後6時)	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

※ 第2種、第3種又は第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

●振動の規制基準

（単位：デシベル）

区域	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

※ 学校、保育所、病院、患者の入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

●規制区域と用途地域との関係

騒音	用途地域	振動
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域	第1種区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域、	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第2種区域
第4種区域	工業地域	

※ この規制区域と用途地域の関係は、あくまで目安です。具体的な位置は、洲本市環境整備課まで連絡をお願いします。

(2) 特定建設作業の規制基準

●騒音・振動の規制基準

（単位：デシベル）

規制項目	騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動 の大きさ	基準値	85	—
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	①の区域	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	イロハニ
	②の区域	午前10時～翌日午前6時の時間内でないこと	
作業時間/日	①の区域	10時間/日を超えないこと	イロ
	②の区域	14時間/日を超えないこと	
作業時間	連続6日を超えないこと		イロ
作業日	日曜日その他の休日ではないこと		イロハニホ

※1 ①の区域及び②の区域は、次ページの規制区域と用途地域との関係を参照下さい。

※2 適用除外

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

●規制区域と用途地域との関係

①の区域及び②の区域の目安は、下表のとおりです。

	騒音	用途地域
①の区域	第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域、
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域のうち学校、保育所、 病院、診療所、図書館、特別養護 老人ホームの周囲概ね80mの区域	工業地域
②の区域	①以外の区域	

※ この規制区域と用途地域の関係は、あくまで目安です。具体的な位置は、洲本市生活環境課まで連絡をお願いします。

(3) 改善勧告及び改善命令

規制基準に適合せず、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は、改善勧告・改善命令を受けることがあります。（騒音規制法第12条、振動規制法第12条、県条例第50条）